「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者（法第27条の２第７項第１号に掲げる者については、第３条第２項各号に掲げる者を除く。⑶1のａ、⑶3及び⑶4において同じ。）の所有する株券等（令第７条第２項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の５第２号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。⑴7及び⑶1において同じ。）の数が総株主等の議決権の数の100分の１に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、速やかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

ｂ　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。⑶8において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

［(a)・(b)　略］

ｃ　［略］

ｄ　各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債等振替法第147条第１項若しくは第148条第１項（これらの規定を社債等振替法第228条第１項において準用する場合を含む。）、社債等振替法第181条第１項若しくは第182条第１項（これらの規定を社債等振替法第247条の３第１項において準用する場合を含む。）、第212条第１項又は第213条第１項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする（⑶1のａにおいて同じ。）。

⑴8　株券等の取得に関する許可等

ａ　令第14条第１項第４号に規定する許可等（以下「許可等」という。）について記載すること。

ｂ　許可等に投資判断に重要な影響を及ぼす条件が付されている場合には、「⑶　許可等の日付及び番号」にその内容を注記すること。

ｃ　届出日までに許可等がない場合には、「⑶　許可等の日付及び番号」は記載を要しない。この場合には、当該許可等があった時点で速やかに訂正届出書を提出すること。

⑴9　［略］

⑵0　買付け等に要する資金

ａ　「買付代金」欄には、株券等の種類ごとに買付け等の価格に買付予定数を乗じて得た金額の合計額を記載すること。

なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。

［ｂ～ｆ　略］

「公開買付者の所有株券等に係る議決権の数」及び「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」欄には、公開買付開始公告を行った日における公開買付者及び特別関係者（法第27条の２第７項第１号に掲げる者については、第３条第２項で定める者を除く。⑵1のａ、⑵3及び⑵4において同じ。）の所有する株券等（令第７条第１項各号に掲げる場合に係る株券等を含む。）に係る議決権の数を記載すること。

なお、公開買付期間中に当該議決権（法第27条の５第２号に規定する申出を行った者の所有する株券等に係る議決権を除く。以下⑺及び⑵1において同じ。）の数が総株主等の議決権（法第29条の４第２項に規定する総株主等の議決権をいう。以下同じ。）の100分の１に相当する数以上増加し、又は減少した場合には、すみやかに訂正届出書を提出すること。ただし、公開買付者が当該議決権の数の増加又は減少の事実を知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合は、この限りでない。

ｂ　「対象者の総株主等の議決権の数」欄には、原則として、公開買付開始公告を行った日の総株主等の議決権の数を記載すること。ただし、これが分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書（法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下同じ。）に記載された総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

また、株券等が特定投資家向け有価証券（法第４条第３項に規定する特定投資家向け有価証券をいう。⑵7において同じ。）である場合には、次に掲げる総株主等の議決権の数を記載しても差し支えない。

［(a)・(b)　同左］

ｃ　［同左］

ｄ　各欄の「議決権」（「総株主等の議決権」を除く。）には、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）第147条第１項若しくは第148条第１項（これらの規定を同法第228条第１項において準用する場合を含む。）又は同法第181条第１項、第182条第１項、第212条第１項若しくは第213条第１項の規定により発行者に対抗することができない株券等に係る議決権を含むものとする（⑵1のａにおいて同じ。）。

⑻　［同左］

届出日までに許可等がない場合には、「⑶　許可等の日付及び番号」は記載を要しない。この場合には、当該許可等があった時点で訂正届出書を提出すること。

⑼　［同左］

⑽　［同左］

ａ　「買付代金」欄には、買付価格に買付予定数を乗じて得た金額を記載すること。

なお、有価証券等を買付け等の対価とする場合で、その交換に係る差金として金銭を交付するときは、当該金銭の総額を記載すること。

［ｂ～ｆ　同左］